



安  
之  
家  
中



四季艸五之卷 秋草中

目錄

官位之部

公家

中將少將

正少輔

冠服之部

冠

小結

素襖

武家 武士

突掛侍從

正某位

納豆烏帽子

長小結

素襖紐結

四品

諸大夫

市人稱官名

風折烏帽子

無位無官禮服

直垂

宰相

隼人木工鞞負

折烏帽子、緒

袍

鎧直垂



○四季艸秋の卷中目錄

○單



直衣	狩衣 <small>奴袴</small>	布衣	大紋
上下	麻上下	裏付上下	継上下
褐上下	夏上下	肩衣	半袴
長袴	十徳	羽織	道服
時服	小袖	熨目	無地熨目
帷	衣替 <small>時節</small>	鼠色衣服	頭巾
足袋	合羽	家紋	紙衣
白衣	股引	脚半	下帶 <small>擯鼻禪 多小袴</small>
女湯具	湯卷	女衣服	女袴

通計五十三條

四季艸五の巻 秋草中

官位之部

公家

公家コウゲといふは禁裏の事あり。古事談卷二小云。儀同三司伊周配流者。中此間公家差右衛門權佐孝道。左衛門尉季雅。右衛門府生伊遠等。被馳遣帥所歸本家云々。又云。又伊周私修太元法。件法者非公家者不修之法也云々。東鑑卷十一。建久二年五月三日。頼朝奏狀云。上縦頼朝身有其咎之時者。自公家何。魚御沙汰哉。中今以被下又傷五仕法師之忿怒。忝奉驚公家。下是等公家といふハ皆禁裏を指していふ



予案さしむる禁裏に仕へ奉る公卿殿上人あとの事哉。公  
家とはうりゆふハ誤なり。公家衆と衆の字を付てゆふ  
ずし

武家 武士

武士といふハ朝廷武官の人れ呼ぶ称ふく。上古の書ある  
武士といふ名目あり。武家といふを頼朝將軍以来事  
ふく。上古の書ある武家といふ名目あり。近世板行の  
俗書より多田満仲義家頼政等の事を武家と書たるあり。  
是誤あり。これ武士といふなり。或書より頼朝以来  
の事哉といふ。武家の世ふありとあるを誤なり。武

家より天下の政を出せども王位を奪はばさしむる武家の  
世ふありとあるはゆふ誤なり。武家の政ふありてといふ  
は

四品

四品の事。近世武家より四位とあるは四品といふを官  
職れ故實に違ひたり。親王の位を品ホといひ。諸臣の位ハ  
位ハといふ。官位令の義解に見えらる。親王より四品  
より諸臣は四位といふなり。然るに江戸にて  
も四品と云ふ事常ふあり。本来を心得おくずし

宰相



宰相と云ふを參議の唐名なり。本名ハ參議あり。近世江戸  
の人多宰相といふあり。參議といふ名をぞ知らぬ  
人多し

中將 少將

中將少將といふ官別みあるにあらざ。是ハ近衛府の官な  
り。今ハ左近衛右近衛を擧ていふ。近衛府みえ大將中將少將將監將曹府生  
番長ありといふ官ありて。中將と少將もその内の官なり  
バ。近衛中將近衛少將といふ位を畧して中將少將とば  
くといふなり。近衛ハ武官なるをいふ。その官に居るは武士の  
規模とすなり。

突掛侍従

國持大名の元服して。初より直に侍従に任ぜる事也。江戸の  
人ハけつり侍従といひ習ひたる。けつりといふ詞  
あり事なり。初任侍従といふ位に事なり

諸大夫

今諸大夫といふハ五位の通称なり。無官より某守とあるを  
受領といふ。受領然したるを則諸大夫といふなり。職原抄  
ハ諸大夫ハ五位六位。尚ハ四位も阿まきと。其外ハ趣別なり。  
武家の制法を違へり

隼人 木工 鞆負



隼人をとやといひ。木工成もくといふハ。文字よく能うぬ  
ひたれども。古よりの名目にハ叶ふ。名目ハ隼人をと  
いひ。木工成むくといふなり。又鞍負をゆきと云ふも誤  
なり。ゆきといふと申げひあり。ゆき江戶といふも  
やともく。ゆきといふ事をもむね。本をバキアておくし

正 少輔

主膳正。内膳正の正字を。さやうといふハ。正字といふ  
すし。又式部少輔。民部少輔の少輔を。さやうといふまじ  
ろし。さやうといふ字し。輔は字ユウの音ありし。音をフ  
と。さやうといふ字。引音ふく。さやうといふの音をこえ

ていし。中務。兵部。刑部。宮内。大藏。治部。さやうの少輔もお  
ト

正某位

正四位。正五位。さやう正の字ハ。ふと。さやうといふ字し。さ  
字ハ神の位。さやうといふ人の位ハ。に。びりていふなり

市人 称官名

本朝ふて末世ふハ。治工筆工の類よ。官名を称する事  
ありぬ。漢國も同ト事あり。陸客牧園記。宋人稱外郎者  
古有。中郎。外郎。皆臺省官。故。僭擬。以尊之。今人稱。郎。中。饅。士  
称待詔。磨工。称博士。師巫。称大保。茶酒。称院使。皆然。艸率名



分不明之舊習也。國初有禁云々と見えたり

冠服之部

冠

日本紀云。推古天皇十一年十二月。冠位十二階を定らるる  
てより以降。古ハ冠をりてそれ品位ニ差別致せらるる  
あり。其の冠ハ錦繡もて袋の如く縫たるものあり。天武  
天皇の御代ニ漆紗の冠を用ひたり。うごも。その袋のご  
よく。小てあり。なり。その後幸冠といひし冠も阿曇  
の如く漆紗と同どく和らか形なり。冠もよべし。清少納  
言の枕草紙ニ。雨にうごまき冠もむ。て。表衣下襲ハ

ごつよりあり。事々あり。是ハ冠より長く和らるる  
ゆゑなり。雨にあひくむ。む。今ハ紙もて  
張ぬあり。て。羅をまき。漆致ぬり。その形も。ま  
小さく。て頭へ入らぬ。も。頂上のセ置あり。又巾子も高  
く。て。笄を貫きたり。古の冠とて大よきかひた。今ハ  
ぶゆ。冠も烏帽子も固く形も。鳥羽院の御代衣  
文といふ事始。己未の事あり。今ハ厚額。薄額。半額。透  
額などいひて。品々の冠出来きり

納豆烏帽子

納豆烏帽子といふハ本名にあらざ。田舎より寺の僧ガ。檀



那へ納豆を贈る小薄さ板を三角よ折で曲げて底成り紙  
小くくち蓋も紙よりて納豆を盛りて贈るその入物  
形も似たるゆゑ俗に納豆烏帽子といふなり本名ハ折  
烏帽子あり抑々べく烏帽子ハ上古ハ絹と漆ぬりて今  
頭巾ツキンの如くやうらかる物にて有るあり此事野宮  
宰相定基卿の新井筑後守君羨へ答へたり書し見えたり  
建保職人歌合八番烏帽子折の歌し我宿のえぼり絹  
をいりよせんぬる夜まぐたを月頃ぬれことえりえぼり  
絹とて絹を以て烏帽子成作て漆をぬりぬり上  
古ハこれ如此こらへくやけりなり然るに後三條

院の御孫花園尤大臣有仁公父ハ輔仁親王衣文を好む装束を強  
く張らる烏帽子を堅くぬりせしむ紙よて作てさび  
をてさびとてえぼりぬりぬる事始りあり  
續世継物語小此大將殿ハ有仁公をさして云ふことの外よえりん  
成好むぬりてうへにさぬあざれ長さ短りさちぬの  
不ぞなきおぬりしきりぬりぬりてそはちよはく  
きぬへりな家おぬりし昔ハうやうの事もあらざ  
ぬ事もありふてえぼりしもことくぬる事ハ  
その中を承りぬりしおのころし終つてえぼりし  
しぬれえぼりしあざをりしうりりて侍るぬれ



とあるハ此事形也。折烏帽子も昔ハ絹ニ漆ぬりてやうら  
り形立え<sup>タテ</sup>ほうりしを察。その折きを今の世に折え  
ぶりし如くあるなり。折やう何也。後ハ紙よてかへく  
こしらへ横うねれさびをも付く作るあり。又其後にま  
ぬき<sup>三角ノ立</sup>物あり。或切をねりてこりおきこしらへる  
るなり。<sup>懐中</sup>中まぐり入べき為ふすぬき<sup>又</sup>又室町殿の時代は折  
えほうりし折やう家こめてかりり何也。こぞ今も京  
極折。観世折あどの品あり。観世折ハ東山殿の頃。観世とい  
ふ猿樂が折やうなりとぞ。近世あま後く用ふるは皆観  
世折なり。近世武家ふてハ幸始の御礼ニ登城の外ハえほう

うりかぶる事ありし。観世形ハ度々能を正るにうぶふ也  
也。えほうも多く用ふるふりて。えほうし折やうの方  
ふて観世折を多くまらへ置くゆゑ。観世折世ハ廣く  
ありしなり。

風折烏帽子

風折烏帽子ハ本立えほうりを折て着したるなり。古ハや  
うらうらなり。ゆゑ時ニ臨み折やうを察。後ハえほう  
し<sup>タテ</sup>たぐりぬる事に形也。ゆゑ立えほうし。風折と二  
品別くよありしなり。古ハ平礼<sup>平礼</sup>と書てヒレとむ  
ライ。どくむハ。どいひしを。後ハ風折と名<sup>タテ</sup>たぐひ替へたる  
何やまあり。



折り。平礼とて立え侍うしを折まむ。折まざる頭<sup>カシラ</sup>むき  
 如くひらりめくゆゑむれといふなり。平礼をへいれいへい  
 やよりて折え侍うし<sup>俗に侍</sup>の事ありといひ。又<sup>え侍</sup>風折やいふ  
 白張え侍うしの事ありといふ。皆何やまうりあり。風折といふ  
 名ハ風は吹折らまざる如くあり。風折といふ名  
 多<sup>西三條裝束抄三光院内府記等</sup>。風折  
 風折と平礼と別物のやうに記<sup>の名あり。是室町殿の時代の書なり。但</sup>  
 されたるハあやまりなり。古代の書に風折といふ名  
 あり。饒抄其外古記。古き書ハ皆平礼といふ。山槐記<sup>治承四</sup>  
 四日<sup>の條</sup>。小云。今日新院令着始御烏帽子給云々。無殊儀帥大納  
 言<sup>隆季</sup>調進之。八角。蔭繪管二口。一口平礼。一口立烏<sup>此平礼に</sup>  
 あり。ハ風折烏帽子の事あり。天子御位を由りて後<sup>始て御え侍うしを考</sup>

布衣始といふなり。新院ハ高倉院あり。○右の本文を以て平礼  
 ハ侍え侍うし。白張え侍うし。はあらざる事歟知るべし。風折  
 に左上で右上りといふ事あり。左上でといふもえ侍う  
 一以前の左の方より内より少押し上げて高く出したる  
 所あり。此高き所を俗に眉<sup>ユヅメ</sup>といふ。左上を左眉と  
 する。右も是よ  
 ぶぞらへ知るべし。左上で紙左折。右上りを右折といふ。  
 武家にはハ大くは左折を用ふるなり。

折烏帽子緒

折烏帽子の緒をてうけけといふ。又え侍うし。かわりごと  
 け。古ハ布そく平<sup>ヒラ</sup>なる緒を用たり。軸物の緒れ如し。白  
 く黒を一寸まじらうと組むる物なり。此事宗五記に見え



きり。今ハ此事成知<sup>ア</sup>し人あ<sup>ク</sup>て。皆九組の緒成用<sup>ス</sup>ふ  
物<sup>ヲ</sup>。どうぼくけし懸<sup>キ</sup>やうハ緒の真中を<sup>オ</sup>。うぬき<sup>レ</sup> 三角  
物<sup>ヲ</sup>。う<sup>ー</sup>ろよあ<sup>て</sup>。これハ昔のえぼ<sup>う</sup>のうけやう<sup>なり</sup>。  
今<sup>の</sup>う<sup>ー</sup>ろに緒付<sup>れ</sup>う<sup>る</sup>物<sup>あり</sup>。  
両方<sup>より</sup>前へ越<sup>して</sup>。ま<sup>ま</sup>結<sup>さ</sup>の前の下<sup>邊</sup>ふ<sup>く</sup>ま<sup>む</sup>び<sup>ふ</sup>  
して。その餘<sup>り</sup>然<sup>ら</sup>左右へ引<sup>け</sup>て。直<sup>に</sup>兩耳<sup>の</sup>前<sup>通</sup>へ引<sup>下</sup>  
し<sup>る</sup>。領<sup>オトカヒ</sup>の下<sup>にて</sup>も<sup>ろ</sup>む<sup>む</sup>び<sup>て</sup>置<sup>き</sup>し。是本<sup>式</sup>に  
かけやう<sup>なり</sup>。此<sup>の</sup>やう<sup>を</sup>知<sup>ら</sup>ず<sup>る</sup>人<sup>ハ</sup>。どうぼく<sup>を</sup>  
ひ<sup>ま</sup>ぐ<sup>る</sup>れ<sup>ん</sup>。中<sup>の</sup>く<sup>ぼ</sup>み<sup>る</sup>所<sup>を</sup>云<sup>ふ</sup>。う<sup>ー</sup>の風<sup>カザリ</sup>口<sup>へ</sup>ひ<sup>の</sup>上<sup>の</sup>  
穴<sup>を</sup>云<sup>ふ</sup>。引<sup>入</sup>く<sup>か</sup>ぶ<sup>り</sup>。或<sup>ハ</sup>風<sup>口</sup>へ入<sup>ま</sup>び<sup>し</sup>て。む<sup>む</sup>び<sup>る</sup>れ<sup>ん</sup>  
通<sup>ア</sup>に<sup>一</sup>む<sup>む</sup>び<sup>し</sup>て。どうぼく<sup>を</sup>ひ<sup>あ</sup>ぐ<sup>る</sup>ぬ<sup>く</sup>ら<sup>み</sup>

たる所へあ<sup>て</sup>。う<sup>ー</sup>ぶ<sup>る</sup>ゆ<sup>き</sup>で<sup>う</sup>づ<sup>う</sup>を<sup>両</sup>方<sup>の</sup>恥<sup>ニ</sup>の所<sup>へ</sup>あ<sup>て</sup>  
む<sup>む</sup>見<sup>る</sup>る<sup>ー</sup>。又<sup>え</sup>ぼ<sup>う</sup>う<sup>ー</sup>ぶ<sup>ら</sup>は<sup>さ</sup>て。頭<sup>を</sup>う<sup>ー</sup>ぶ<sup>き</sup>  
拜<sup>禮</sup>ま<sup>ど</sup>ま<sup>れ</sup>ば。え<sup>ぼ</sup>う<sup>ー</sup>ぬ<sup>く</sup>る<sup>事</sup>あり。是<sup>本</sup>式<sup>の</sup>  
う<sup>ー</sup>ぶ<sup>り</sup>や<sup>う</sup>う<sup>ー</sup>あ<sup>ら</sup>む<sup>る</sup>ゆ<sup>き</sup>なり。又<sup>え</sup>ぼ<sup>う</sup>う<sup>ー</sup>な<sup>り</sup>し<sup>ろ</sup>  
へ<sup>あ</sup>ら<sup>か</sup>して<sup>う</sup>ぶ<sup>り</sup>たる<sup>も</sup>見<sup>る</sup>る<sup>一</sup>く<sup>無</sup>礼<sup>と</sup>見<sup>也</sup>

小結

折鳥帽子の小結<sup>コユビ</sup>。今<sup>ハ</sup>え<sup>ぼ</sup>う<sup>ー</sup>の<sup>履</sup>り<sup>に</sup>中<sup>布</sup>ど<sup>う</sup>り<sup>出</sup>  
して<sup>う</sup>ー<sup>ろ</sup>に<sup>一</sup>む<sup>む</sup>び<sup>置</sup>く。昔<sup>の</sup>こ<sup>ゆ</sup>ひ<sup>と</sup>を<sup>違</sup>た<sup>を</sup>こ  
ゆ<sup>ひ</sup>と<sup>い</sup>ふ<sup>物</sup>ハ。で<sup>う</sup>づ<sup>う</sup>を<sup>せ</sup>ら<sup>る</sup>時<sup>に</sup>。略<sup>儀</sup>の時<sup>に</sup>。髻<sup>モウリ</sup>紙<sup>カミ</sup>  
捻<sup>ひ</sup>く<sup>結</sup>び<sup>て</sup>。その<sup>あ</sup>ら<sup>う</sup>り<sup>を</sup>。ゆ<sup>ひ</sup>に<sup>あ</sup>つ<sup>て</sup>。内<sup>を</sup>



外へ引出して、やうなきものうへにひきまめて片はあよむほどに置  
し、その昔の髪はあひやうの前の記は如く、頂の上は髻あり、  
えぼう〜はやうの袋の如く、おろし申急もどいふては  
後きへあひ付け置ゆゑ、どうぼくきせられども、えぼうし  
落る事なきなり、此體古画より見ざるし

長小結

長小結ナガコノムスのえぼう〜は、こめをう〜ろへ長く出し、牛の角  
のぶとくまがて置ぬ、是童の元服の時よかぶるえぼう  
しなり、これをき〜こめえぼう〜といふハ誤なり、長  
こめはえぼう〜といふずし、おとねは烏帽子にこめ

ひある申急、只こめはえぼう〜といふハ誤なり

無位無官禮服

無位無官の人ハ礼服ハ折えぼう〜に素襖スエダマをきるなり、古ハ  
武士ハ官位ある人も、常の平服ハ折烏帽子素襖あり、古ハ賤  
き者も皆是を着たふなり、土佐光信が職人歌合の繪に、  
諸工人を商人も皆折えぼう〜し、素襖きたる體と画ける、  
以て考へ知るべし

袍

袍ウヘキヌを表衣ウヘキヌして、天皇より臣下に至るまで上は着る正衣なり、  
縫やうハ關節縫腋といひて二つはうなり、何れ一位より初



位まで各定られたる色ありて。其位々の袍を位袍といふ  
 あり。衣服令ふ。一位、深紫。三位以上、三位まで浅紫。四位、フカヒ深緋。五  
 位、浅緋。六位、深緑。七位、浅緑。八位、深縹。初位、浅縹と見え  
 る。是れで深紫といふは、紫の色甚深くして黒くありたる  
 故にふ。ふとへど茄子ナスビの色にぶやうし。茄子の色ハ紫の色深く  
 て黒く見ゆるなり。浅紫ハ常の紫ふ。今世ハ京紫とい  
 ふ色なり。江戸紫といふ色ハ蒲萄深緋といふハ緋の色甚深く  
 して黒く見ゆるなり。浅縹ハ常の縹の深きなり。俗  
 後黒くありたるものごとく。浅緋ハ常の緋の色あり。俗  
 ハ火ヒといふ色なり。深緑といふは萌木モエギ色の深きなり。俗

ハ海松ウメノキ色とも。木賊クサ色といふ色あり。浅緑ハ常の萌木  
 色なり。深縹といふは縹色の深きなり。俗ハ濃茶コイチャ色あり。浅  
 縹ハ常の縹色にて。俗ハいふ花色なり。右ハ浅きを浅といふ  
 を薄き色と心得るは非なり。深きハ對して浅といふはれ  
 ば。これ中位のいろよて。濃うらげ薄うらげを浅とい  
 へるはる。又無位ハ黄袍と衣服令ふ見え。無位の人ハ  
 黄色の袍を着るなり。又家人奴婢ハ椽黒衣と衣服令ふ見  
 え。諸家の内の者ハ奴婢ツツを椽ツツみて染たる黒衣  
 服を着るなり。椽ハ椽樹イチヒトイキヒトとも。又ク又ギともいふ。本  
 名ハツルバミなり。俗ハドンダリと  
 あり。の實なり。是に黒染はるなり。さて今世ハ四位



以上の人黒袍を着せられど、モト本源を失へりたる也。本ハ黒袍よりあらざり。上にひるごころ。一位ハ深紫。四位ハ深緋にて。紫も緋を深く染まると黒く見ゆゆあり。それゆゑ心得誤りて。今ハ黒袍と心得たる事世上一體也。一條院の正暦の頃より縫殿式の深式廢きて。深紫深緋をも本式に染むるに似たり。鐵醬カキ五倍子ツバキを交へるに似て色は深初よりとを。深紫も深緋も差別なく。一位の袍も四位の袍も。その色同じく黒染に成り。たる也。是よりして四位も一位の袍を着るがぶやうあれば。もとのより劣らざり。負ドとて。二位も三位も。とりに黒袍を服する事なるを。黒袍とい

ふ名目ハなれ事也。續世繼つらつらの。ふある人の申され

たる也。ほるもみれ衣ハ。王の四位の色に。もがれ四位と

王の五位といくろあけ黒を着。たがれ五位ハあけの衣にて

うあけ。をあるべき也。今の人心おとをげて。四位ハ王の

衣よりあり。五位ハ四位の衣をきるなる也。檢非違使上官

あどハ。形をあげて。あらたあけへ。とぞ侍々。と見え

きり。これハ白河院の御時也

素襖

素ス襖アウの事。襖アウといふ装束あり。衣服令の武官ハ禮服。位位襖位よりして色の定あるゆゑ。とある也。義解ハ無欄之衣也。と位位襖位といふなり



注せり。文官の袍袍といハ束帯の時上も両腋を縫ひふさぐ。是を

縫腋といふ。縫腋の袍ハ其そハ横幅付。是を襴といふ。武

官の武官といハ近衛衛門兵衛等袍も両腋を縫ふさかず。あちて置く。是を

闕腋といふ。闕腋ケツテキと云ハ闕腋の袍にハ襴あり。此闕腋の

袍を上古ハ襴アハといひたるなり。縫腋も闕腋を綾アヤ以て縫

ふなり。然るに素襖ハ布を以て縫ふゆゑ。質素なるを以て

素襖と名付きたるなり。質素ハウヂリハ襖と素襖の形ハ違

きれども。あり此付ヤウ違ふなり。いづれも上より着る物也。准ずる

いふなり。はて序ツキテにいふ。續日本紀寶龜十一年七月癸未。

征東使請甲ヨロヒ一千領。仰尾張參河等五國。令運軍所。甲申征

東使請襖アハ四千領。仰東海東山諸國。令造送之。云々。と見えたる。

此時逆虜を討んが事也。征東使陸奥國より發行するに

ちりて甲ヨロヒ一千領を請ひ。ちりて後より襖アハ四千領を請

ふ。軍中もて襖ハ何の用ぞや。後世の鎧直垂のぶきく着て

しある也。はる此襖といふ物也。後世もて闕腋の袍と

のみ稱し。襖といふ事を知らず。裝束抄とて異説ま

ちゆらめてこれ誤きを

素襖紐結

素襖のむねより革紐ヒメあり。是をひもとといふ。今世の人ハそれ

紐をたれ下ウタして。帯オビに挟きて置る也。あれ紐ヒメ結ムスふ事也







當御家小至て。武家の礼服ハ階級を新ニ定め給ひし。侍從  
以上ハ直垂。四品ハ狩衣。諸大夫ハ大紋。重き役人ハ布衣。其外  
ハ素襖也。御制法を立られし。申急。今世武家トてハ直垂ハ  
貴むる事なれ。古の風俗を以て今ハ御制法ハ沙  
汰なる事なれ。今ハ事今の眼を以て古ハ見まじ。  
昔の事に心得がたし事あり。古今ト通じばし。ては方  
事みくらむ事あり。

鎧直垂

鎧直垂ヨロビタレといふものあり。裁縫ハ常ハ直垂ト同ト。然るに其也  
短く、まろをくしと。袖口ハ括緒クワツとされ

あり。袴ハ足はくろふ。やどれたあはく。これも裾ス  
くく。緒ツとされ。上ハ五所カミ下ハ左右のあひ引ヒキの下に。ふさ  
の菊キクとちび二つ。けしきを胸紐ムネヒモも有り。地も漆色も定られし。  
蜀シヨク紅錦ハ大將軍。大和錦ハ侍サマと禁イヒを得て着る事も有り。  
一。兼安元年四月二日の槐記ト見えし。近世兵家者流ハ  
て。大將ハ何く。侍ハ何を用といふ事あり。これ私の新法  
あり。正徳年中。新井君羨ケンが上京を。時。高倉殿山科殿野宮  
殿へ。鎧直垂の事を問申せし。山科殿ハ知られと答へられ。  
高倉殿野宮殿ハ。常の直垂を鎧の下ト着るあり。有るや  
り。覺東カクあか答へられし。武家ハ。のなれ。知



わさねしあやめなり。又錦もさうだらばさぬく用  
ふ。古例ある事なり。

直衣

直衣ハ大臣以下參議以上内々の常服なり。直衣を雜袍といふ  
ふあや。雜袍は聽たれば常服參内も著るあやを。御免  
形人ハ參内ハ直衣着てまゐる事ハさうざらなり。

狩衣 奴袴

狩衣の事古ハ狩襖といひ。又布衣といひ。和名抄  
云。布衣此間云。獨衣加利岐沼とあり。延喜彈正式に裁給  
純爲獵衣とあり。禁断せらる事見えたり。あき布みて

製はるる物なるゆゑ。結絶を裁て獵衣とせし事禁断  
せらる。狩衣も本ハ鷹飼の服なり。鷹狩の時袖を  
結して小手さしたる如くして鷹をばさる。それ  
ハ袖口に結緒あり。鷹狩ハ野山あき事あるゆゑ。木萱  
の枝ハ袖のひさうらぬたえなる所し。初ハ鷹飼鷹をば  
さる事なり。嵯峨天皇宇多天皇など。甚鷹狩好ま  
せらる。野行幸度とありて。鳳輦の左に柱杖とりは  
ちりり。それハ公卿殿上人も。手づから鷹を合はる。と  
鷹を合させらる。由。二條良基公ハ嵯峨野物語に見



小官位高き人の着ぬ事なれば布をて用ひざして  
 唐綾頭文紗ケモノシヤまゝの狩衣を用ひらまゝに縫ふとやうに。狩衣  
 の品花麿よりりり。鷹狩あらぬ時も便利に服  
 されど。いつし常の時めも着る事にあらず。形  
 也。狩衣花麗なる事なく。布をて用ひられども。猶本モトの名  
 成失ナシざして。布衣とていつり。今世の布衣は  
 下シタは奴袴ヌハカマと書てサレヌキこととむむ形也。俗ソコなり。又  
 事ハ下ノ記也。狩衣は  
 されど。奴袴と書く事も。奴の字とヤツコとよみて下部  
 の者事なる事。本ハ鷹飼の着る物にて。野山をとりけ入ふ  
 小裾コスズの結ムスビも成高く上布て。臑ヌをあらはせば。為ナはまゝに  
 ぬきかへて。

ぬきかへて。結ムスビを上。あま下部の者に體なり。されば奴袴と  
 いつりあり。是も本ハ布縮あどめて縫ヌ一物なり。和名抄ワナヒに  
 奴袴ヌハカマ。佐師サシ奴ヌ。積乃波ツキノハ賀カ万マン。又漢語抄カンゴに。縮狩袴シヅカマ。或云岐奴キヌ乃  
 加利カリ八加万ハカマンとあり。和名抄ワナヒに。獨衣ドクイ。加利カリ岐沼キノ。謂イハレ衣則袴イナラバカマ可カ知チ。  
 事を知るべしとあり。奴袴ヌハカマを狩袴カマといふも。狩衣カマも具  
 して。鷹狩の時よく袴カマさればなる也。武家もよく狩衣の  
 時はよく奴袴ヌハカマハ。浅黄の平縮ヘイシヅなり。平縮ヘイシヅハ俗ソコに云  
 羽二重ウツハシなり。公卿殿上人  
 形カマハ其所ココに替カてあり。此袴カマをさしぬきかへて。縫ヌは  
 事と。袴カマのまゝに。狩衣の袖スエづく。その如く。組緒クミオをさし  
 ぬきかへて。通尺ツウシキゆゑなり。是をけ。ぬきかへて。



今ハ布衣ヲ袋縫トシテ緒を其袋縫の中ニ入ルテ通シ  
形案是をこめぐるやせり。今世ハ普くあはれり。紙  
用也。此事野宮宰相定基卿の。新井君義小答給ひし書  
見よ。たゞし

### 布衣

布衣の事古ハ布衣といひしなり。名目抄ニ布衣始  
イハ。ど何なり。今世江戸やまの布衣といふ。前小記  
ニ。いふ。布衣といひし。狩衣の事あり。饒抄ニ狩  
衣の條ニ。布衣と狩衣の字を通用して記たり。西三條の  
裝束抄布衣の條ニ。狩衣者色不定と記あり。裝束拾要抄

ニ。布衣狩衣といひし。と見えり。古ハ布衣也。狩衣  
同物なり。證なり。今世ハ織文ある。紙狩衣といひ。織文  
ニ。紙布衣といふ。古今紙沿革なり。

### 大紋

大紋ダイモンの事。これハ布の直ヒタレ垂タリなり。直垂直垂の事ハの事ハ。西三條裝束抄ニ。  
布直垂ヌビビタレハ諸大夫是を着る。これ紙俗ニ大紋といふ。大紋  
不紋付フネモノなり。とありて。紙緒ハ打紐チヌなり。案云。或説ニ布直  
垂ハ鹿苑院義満公始。是を製し。武家の服と  
きりし。いふ。誤り。布衣記ニ。褐カキの布直垂直垂ニ赤  
革の紐ヒモとあり云。布衣記ハ。伏見院御代。永仁三年一記たり。  
書あり。義満公の家督を継ぐ。年。貞



治廿二年よりハ七  
又増鏡月草の云。兩六波羅仲時ひんが  
十三年以前形也花れ巻時益

一をさして。あづかると心うけそ。あちりれど。御幸もお

あじらゆるる。中別當道冬ハ道の程よりさふをりえ

ぼうしにぬのむきといふ物うちさき。布そやか

ふりさる人れ御せんどもよほむれききん。ごまも

見えぬ云々。是ハ正慶二年五月の乱改いせり。義満公

の家督継ぎむ。一羊よりハ三十五年以前形也。然きバ義満

公より以前より右一事故知るべし。三光院内府西

條實澄公記。鹿苑院殿御代。昵近之人。給布直垂候。其以來

諸家着用之候。一向非本儀候。雖然大臣家被着。絹候云々。

義満公の代は昵近の人

昵近の人とは將軍へ親しく出入りて。禁裏へ取次をうりし公家衆あり

布直垂を給ひ也。公家衆も着用せらる。此時布

直垂始りし。ふん何らだ。大紋ハ素襖に似たり。其ふん

りぬハ大紋ハむふも。さくどちも。丸組緒なり。素

襖もむふひりし。さくどちも。華形也。大紋の袴ハ腰

も白練なる。腰板のかど丸し。腰紐ハ白糸に上刺あ

り。素襖の袴ハ腰紐同ト色の布也。腰板よかどあり。腰紐

ハ上刺るし。大紋も素襖も上ハ紋背ハ一つ。袖の中ハ縫目

ハ左右二つ。前ハ身と袖との縫目に左右二つ形也。袴ハ

紋も。大紋ハ左右の股の上ハあり。又尻ハあり。素襖ハ腰



板に有り。左右の相引ふあり。是両品のうりりめなり。直垂も大紋を。腰紐れ結やう。古風ハ絹腰の紐を。前ふて前腰の紐よりけりて志めて。さて堅結み。重紐も前腰の紐よりけりたひも上を。下へむき通し。よれて。巻餘の紐を。下らざるやうみ。ておさし。形也。今世も二つばかりゆきて。巻餘の紐の邊まで長く垂下ぐて置あり。紐のこけたるぶらを見あるなり。かやうの事時世の風俗の變あり

上下

上下カミシモといふ事。近世の麻上下などみ限る事なり。古も

何の装束も。上下具したる物ハ上下をいひ。一。十訓抄よ。むり。西八條の舎人あり。きふ翁。賀茂祭の日。一條東洞院のほとり。あ。ハ翁が見物せん。むる所あり。人々る。むらむらといふ。札を曉より立。あり。くれ。人よらざり。きふ。むらむら。時あり。て此翁あ。むらむら。むらむら。きたる。扇むら。きふ。むらむら。あ。むらむら。むらむら。きふ。物を見たり。云。此上下ハ直垂をいふ。形也。又。吉部秘訓卷五。次予車換柳。車副二人。恒清。著白兩面カミシモ。上下。平礼平組括。牛童次郎丸。着赤色。上。と見え。此上下ハ狩衣の事をいふ。家なり。垂裾垂裾。ハ狩衣の志也。然た。いふ。



なり。又宗五記小御供の時長具足ハ持間敷候惣トてえぼ  
うし上下モの時ハ不可持云々。長具足と六鎧 武雜記云々。えぼ  
上下の時モにうよれたる刀さし申候ト候云々。いれ  
られ上下ハ素襖直垂なりの事をいふる案。両書とも小室  
町殿の代に記したる書あり。刀を腰刀なり。  
さんかの事なり。

麻上下

麻上下の事。室町殿の時代にハ肩衣といひ事。其時代に  
記録どもに見えり。或説に松永彈正久秀。素袍の袖を  
切捨て肩衣を作り。といふハ妄説あり。鎌倉年中行事  
一名成氏に。鎌倉殿足利成氏の出陣の行粧を記したるに。  
年中行事

金襴の肩衣に。小袴を着たり。由見えり。松永ハ天文  
永祿元頃の人あり。成氏ハ明應六年に逝去せり。  
明應元年ハ。永祿元年と六十七年以前なり。これ肩衣を  
松永以前より右に證れり。はな走衆故實。室町殿の  
いに役人あり。御成の時先へ走りて。狼藉に。惠林院義植公御代  
を禁むる役あり。其故實を記したる書なり。  
の事を記したるに。走衆廿人。肩衣半袴と小太刀をとり。  
候とあり。義植ハ延徳二年に家督を継ぎ。いに形なり。松永が  
在世の永祿より七十年以前なり。是又松永以前より  
肩衣有し證あり。又一説に。近衛龍山公前久公号。衰微の  
時。薩摩國小おこ。いに。其頃龍山公。素襖の袖を取捨



て肩衣半袴を作<sub>レ</sub>りし<sub>レ</sub>も妄説<sub>ス</sub>る<sub>ニ</sub>。龍山公も慶  
長十七年<sub>ニ</sub>薨<sub>ト</sub>りし<sub>ニ</sub>も猶後の人<sub>ナ</sub>り。龍山  
公の始め<sub>ニ</sub>も<sub>一</sub>の<sub>ニ</sub>あらざる事<sub>成</sub>志<sub>ス</sub>る<sub>ニ</sub>。古代の肩衣  
は<sub>ハ</sub>ひび<sub>ク</sub>た<sub>ク</sub>して袖<sub>アリ</sub>羽織<sub>ト</sub>し<sub>テ</sub>物の如<sub>シ</sub>。三光院  
内府記<sub>ニ</sub>半臂<sub>ハ</sub>如<sub>ク</sub>肩衣<sub>ニ</sub>少<sub>ク</sub>有<sub>リ</sub>裏<sub>云</sub>。半臂<sub>ニ</sub>東帶<sub>ノ</sub>時<sub>下</sub>小  
着<sub>ニ</sub>服<sub>ミ</sub>て袖<sub>モ</sub>も<sub>多</sub>く<sub>モ</sub>形<sub>ヲ</sub>物<sub>ナ</sub>る<sub>ニ</sub>。半臂<sub>ノ</sub>事<sub>ヲ</sub>  
以<sub>テ</sub>肩衣<sub>ヲ</sub>た<sub>ル</sub>へ<sub>リ</sub>と<sub>記</sub>し<sub>テ</sub>ひ<sub>ハ</sub>以<sub>テ</sub>古  
の<sub>ノ</sub>に<sub>ぬ</sub>み<sub>ク</sub>む<sub>ビ</sub>形<sub>ニ</sub>事<sub>ヲ</sub>考<sub>ヘ</sub>る<sub>ニ</sub>。今の肩衣<sub>ハ</sub>  
ひ<sub>だ</sub>あ<sub>キ</sub>バ半臂<sub>ニ</sub>似<sub>キ</sub>る<sub>ニ</sub>事<sub>ハ</sub>形<sub>ニ</sub>。  
三光院殿ハ西三條實  
枝公<sub>ナ</sub>り。天正七年<sub>ニ</sub>  
薨<sub>ト</sub>りし<sub>ニ</sub>六  
十九歳<sub>ナ</sub>り。

裏付上下

ウラ ツケ カミシモ  
裏付上下の事。是ハ古<sub>レ</sub>裏打<sub>ノ</sub>直垂<sub>ト</sub>り<sub>テ</sub>出<sub>キ</sub>る<sub>ニ</sub>物<sub>ナ</sub>る<sub>ニ</sub>。宗五  
記<sub>ニ</sub>。む<sub>ク</sub>き<sub>テ</sub>深<sub>ヤ</sub>う<sub>ハ</sub>公家<sub>ノ</sub>の<sub>ニ</sub>候<sub>ハ</sub>た<sub>ル</sub>れ<sub>モ</sub>黒<sub>モ</sub>  
ふ<sub>た</sub>へ<sub>物</sub>も<sub>能</sub>候<sub>。ふ</sub>た<sub>へ</sub>の<sub>ニ</sub>い<sub>ハ</sub>詳<sub>ク</sub>い<sub>ハ</sub>寛<sub>正</sub>六<sub>年</sub>紀<sub>河</sub>原  
勸進能舞臺の圖<sub>ニ</sub>猿樂の素襖<sub>ニ</sub>も<sub>ふ</sub>た<sub>へ</sub>  
物<sub>アリ</sub>武家<sub>ノ</sub>の着<sub>キ</sub>候<sub>ウ</sub>ら<sub>打</sub>ハ<sub>。あ</sub>さ<sub>だ</sub>の<sub>ニ</sub>紋<sub>ヲ</sub>を<sub>ハ</sub>ひ<sub>め</sub>付<sub>ハ</sub>  
今<sub>世</sub>き<sub>り</sub>付<sub>。白</sub>く<sub>付</sub>た<sub>ル</sub>か<sub>能</sub>候<sub>と</sub>て<sub>古</sub>と<sub>申</sub>傳<sub>候</sub>云<sub>。紋</sub>  
と<sub>云</sub>ふ<sub>。是</sub>直<sub>垂</sub>に<sub>裏</sub>を<sub>付</sub>る<sub>ハ</sub>ひ<sub>ハ</sub>り<sub>。今</sub>世<sub>肩</sub>衣<sub>袴</sub>より<sub>ウ</sub>ら<sub>以</sub>付  
る<sub>ニ</sub>此<sub>准</sub>據<sub>ル</sub>也

継上下

継上下の事。近世肩衣と袴<sub>ノ</sub>色<sub>ノ</sub>違<sub>ハ</sub>た<sub>ル</sub>ニ<sub>ハ</sub>継<sub>上下</sub>と



いふ。是ハ古風あり。前少といふ如く。昔ハ肩衣と袴と一對ふ  
てハ形し。肩衣ハ毛をなれ物あり。袴を一具したるハあり  
てハ一糸。今世も継上下を略儀とせり。是時世の風俗  
あり

### 褌上下

近世婚礼も。かたがた無地のしめ。褌カチシの上下も子持筋を  
用ふ。無地のしめハ下よりいふ如し。うちんれ上下と定たる  
事武家の古き礼書も見えん。子持筋の事も同ト古書  
に曾て見えぬ。名目あり。装束抄ごとくも見えん。近幸  
のあらはし。なま。如此故實あり。形も事ごとく。世々用

る人の多くなり。随て。法の如くにあり

### 笈上下

笈上下の事。近世肩衣ハ戾モデ系羅。精好。紗かどれう。毛物を用ひ  
袴ハ精好むら。綾ひらの類。生系織スレのう。毛物用事。是  
古の毛糸素襖より出たるもの形也。宗五記も。毛糸素襖とハ  
越後布を染る。紙申候。是も六月七月両月各着候。八月朔日  
より厚きをあふに候。當時毛糸素襖御免の御礼とせ  
被申入候て。年中め。候事。玆に由。金仙寺。東山殿時代。政  
守平貞宗。号金仙寺。所職伊勢伊勢  
貞丈が先祖あり。の。よ。候。云。越後布とハ近世  
越後ち。み。と。物。形。也。是。も。素。襖。を。縫。た。透。素スキ



襖とゆふあり。うはく透通<sup>スキ</sup>して涼しきもの急用なり。近世の袷上下は是より出たる物あり。

肩衣

肩衣の名ふ多く聞えり。万葉集山上億良が貧窮問答の歌ふ綿もぬき布<sup>ヌカメギヌ</sup>肩衣の海松<sup>ミヅノ</sup>のぶと云と見え。又鎌倉年中行事に成氏出陣の行粧を志ありたる所。金襴に肩衣をめさると見えり。肩衣ハ松永彈正。又ハ近衛龍山公。薩摩國に居住の時。素襖の袖を去る肩衣を製せりと云ふハ俗説あり信<sup>ト</sup>がきし

半袴

半袴の事。前の麻上下に條走聚故實の文よて見ゆ

長袴

長袴ハ素襖に具したる袴なり。半袴ハ長袴に對し。長袴ハ半袴に對したる事なり。近世長袴といふハ肩衣に具し。同様り。漆も紙もなり。古代も肩衣ハ具あり。古代ハ肩衣に長袴さると。両品一對し。今ハ肩衣長袴一對し。近世肩衣長袴の事を長上下といふ人あり。長き下ハ何れをも長き上もあらばや。上もきれば長上下といふ事なり。をかし。詞形らばや











道服ダウフクの事。搥囊抄。道服こそ雨の降らぬ時乘馬チマする上り  
打ウき帯オビもをぬ物モノなり。灰ハイやヤの立タ衣イ装サウを垢カを  
防ブぐ心ココロあり。殊トシ更シ内ウチふフ着キべき物モノ非ヒざるズなり云々。貞  
丈タカ按ア道服ダウフクといふ装束も公家不用らざる物にて僧衣ソウイ  
似ニきキるルものモノなり。乘馬チマあアのノ時トキ着キるルハハ胴服ドウフクもモ丈タカも短  
くて。胴ドウばバ覆フクふ服フクなるルハハ胴服ドウフクといふイるル也。道服ダウフクを  
別の物モノなり。思オモひヒ混マぶブるル也ナリ云々

### 時服

時服といふ名目上古とある事あり。禄令云。凡親王  
年十三已上皆給時服。料。春。純二疋。系二約。布四端。銀十口。

秋。純二疋。綿二屯。布六端。鐵四銚。云々。續日本紀卷十二曰。  
聖武天皇天平八年冬十月戊申。施。唐僧道璿。波羅門僧菩  
提等時服。云々。三代實録卷四十二。陽成天皇元慶  
七年二月廿五日壬戌。賜。勃海客徒冬時服。云々と見え  
る

### 小袖

小袖といふハ。その袖の下を丸く縫たふをいふ。袷アサも  
も。綿入ワタにて。單物ツツモノなり。むらムラも。袖の下九クハ小袖コソデあり  
ども。今も綿入ワタのノを小袖コソデといふ事コトなり。小袖コソデといふ  
名ハ衣キヌ袖ソデなり。對タテしていイるル衣イといふ也。袖ソデといふ也。



同ト體多。袖ハ衣よりも少したけ短く。足取とふぶ  
の切をある。衣ハそれより少し長し。一體小袖  
の如くして。左右の腋をぬひ合せば。二腋とそその方まで  
あき置たる。袖ハ大少。四角あり。多廣袖あり。口より入  
裕あり。此大なる袖と對して小袖とゆふたる。裝束を著たる  
小。先、白小袖を下に著る。其上に衣キヌとて。袖アタリあきも。時よ  
に裝束の品みりて著して。其上に裝束を著るなり。小袖  
の上に直に裝束を著る事多。畧儀たる。近世武家みてハ  
東帶衣冠めても。衣袖をゆるをバ畧あるなり

慰目

慰目ノレメの事。古ハねむきといひ。なり。一條兼良公後  
恩寺殿レ御作。尺素往來。練緯チリヌキとあり。經キヌを生糸イトして。緯ヌキ  
を練糸チリあき織るゆゑ。練緯と云ふなり。古書の中。練チリ  
貫ヌキと書きし。何れも貫の字用ふる。訓孔同ト。さ  
あり。借用ひしなり。此練緯二つは品あり。志づら  
ねむき。の。めねむき。志づらハ地平ヌヒラなら  
可ら。志づらあり。志づらハ地平あり。志づら  
なり。近世志づらねむきを。志づら。の。めねむきハ  
無理ある詞なり。志づらある。の。志づら。の。し  
めねむき。ハ。志づら。の。志づら。の。し  
を以てり。







アトク花麗ある物なる事也。昔ハ男も着ぶるとのふくあや  
しなり。女だくも羊ぎけをえ着ぶるしや。

當御家少くハ四品以上ハ志づら。五位以下とのしめと御制  
法を立らまるとふゆ也。近世ハ男ハ服ハ新し然れ用る也。  
御制法ある上と憚らば誰ものしめ然着るなり。是其  
時世この制度なり。

無地慰目

無地ムダのしめとハ腰ふも袖にも筋を織りし。是近世の物也。  
昔はねやぬきて惣ハ筋を織たを。後ハ袖の下と腰ばかり  
ふ筋を織りし。ねや袖と腰ばかりも筋を織る。古風

の残りもなる事也。然るに近世腰ふ筋あるを腰がはり  
といひあらりて。婚コン礼ふも輿カハ代カハりといふ事ハ取あて  
用むべし。無地のしめ然用るあらり。ふなりたるい  
みへ腰がたる事也。名目然し。婚礼ハ無地ハ用ふ  
といふ事。古き武家の礼書に之見えざる事なり。然きとを  
今ハ世上ハ普くたる事也。係事なれば古實に無しとて押さ  
腰ふ筋ある然着て人の許ホトへ行きむ。人氣よくけむとて水ハ無  
礼とあふゆ也。世のあらり。ハ隨ふ也。あれのみあら  
む。近世とおほなる事なり。出來て古實に叶はざる事  
多りれども。せんくあらりて世ハ之く事多しあら



はしよそむきぐ無礼よなる係事ある

帷

かゝびらに事何みても單あるはくむらと云ふの事  
片形也。表なるをいふむらも薄くをひらめく意也。  
御殿の帳帷もかきむらあり。机帳に掛る絹をうむむらと  
いひ。昔に納る物を包む絹袋も入帳にいふ皆單ある物也。  
夏着は糸麻の衣も阿さうむむらあり。古くは麻は衣  
ハ賤き者の定めたる服よと。古歌にも賤き者の衣と云  
あまのほご後とと讀也。麻衣ハ古人の着たる物よは  
阿らむ。然まとも夏の暑さう堪うみて。どんりきなく

むそうりうちくあまよれた人も假よと云ふら。麻衣を  
着たるむら。うちくよと假よ着たる糸服あるゆゑ。漆  
るに及ぶ。白を用るなり。依るうむむらハ白紙本と云  
ふむら。うくいハ帷子或着たる糸本意のあらむ。  
なまこれに染るむらハ畧儀ありと云ふは。古  
五月五日ハ染かむむら。七夕ハ朔月ハ白かむむらと  
いふ定まあり。此下の條にいへる。古代の衣服の替る時  
節の箇條も考合を履し

衣服替る時節

宗五記より衣裝の替る候時節の事。三月中ハ裕トシふうを小袖。



四月より 袷を着候。中五月四日迄袷。五日より 男衆ハあゝ  
 びら。女中衆ハ殿中にハまゝにしうらね袷をめきて成めし  
 候。御あしもねをすいうら。六月朔日より七月中迄は  
 びねをめし候。八月朔日より又練ねをめし候。御腰巻。  
 男も古ハ八月朔日より袷を着したるも候。今も九月  
 朔日より袷の時永正木永の頃あり。九日より小袖を着候。  
 漆付の小袖は各御用候。又十月迄の子は男女より小紫色の  
 小袖を用候。是ハ殿中より是れ事なり。但京中木略此分は候  
 云。又云。あびらの事はしがねね。又もくるもハ  
と赤しと外地はあのとあふく。紅の花青葉を一面小  
 漆たりり。ちくとハ金箔よりて紋おききるたりり。  
貞丈云。  
女房兒

わの衆よりハ能候。幸きけたる男ハ尤不可然候。只男ハ若さ  
 も老ももも白さかてびらも似合候云。同一本も男の夏  
びらねと見えたり。右京都將軍時代の事あり。五月五  
 日漆かきびら。七夕八朔ハ白くびらと定たる事。古もふ  
 さあと右れ文みく知る事。五月五日漆くびら。七夕八  
 朔白かびらと定たる事。  
 當御家の御制法あり。其子細ハ知らげ。或説ふ。七夕八  
 朔ハ白くびら着る事。七月八月共り。秋の季なり。  
 秋も西方金氣のほろをどる時なり。金の色ハ五色取て  
 ハ白たり。此故を以て白帷子を用る云。按どる右の



説よりりて。四季小五行を配し。五行は五色にあり。衣服の色を定むる時ハ。春ハ青。夏ハ赤。冬ハ黒。四季の土用あり。黄色の衣服以着るべきなり。右ハ説秋の一季ハハらく叶たれども。外の三季土用あり。少葉叶る。如此多きけ。ゆる理屈を以小事。近世のそやりものなる。笑ふなりし。

鼠色衣服

鼠色ネズミの衣服もいよ〜〜に色なる。着る者も鼠色ネズミハ白きより少し黒き〜〜に色なり。本名ハ少び色トビと云ふ。服者ウケと云。父母兄弟など死シて。あま〜〜の間素服スベ以着る人ウケを以鼠色ネズミ一名ハうを墨色スミと云ふなり。常トビハ素服の色なり。

此色をわすれぬ。少くも用ふ。なぐらに。凶事と吉事以そのつゝ。禮の道なり。

頭巾

頭巾ヅキンハ延喜圖書式ハ。凡馬車料。仁平經十九部云。各給淨衣。絶四丈汗衫并襦料。調布四丈五尺袴并湯帷。頭巾一條。絲一両。と見えし。

足袋

足袋の事。近世ハ木綿足袋を用ふ。古ハ革たびなり。武雜記より。足袋ハ事。殿中へも御免候ハて。はき不申候。無紋革。黒革。以ハ不用候。よきよき。小紋の黄革。亦ハ用候云。宗五記より。



足袋の事。殿中への御免候はてとえは足袋候は可。御免の時と  
必御たびは一足被下候。又入道同朋ハ御免は沙汰ふくとも  
候。大名は内衆も主人の御免候はてはくは候。いも様無紋の  
革。ふも革を不可用。軍陣の時ハふも革たるは云々。  
今世も殿中御前へ足袋を脱いで出る事ハ禁制あり。足袋  
寒る病何る人ハ御免を蒙りてはくは候。公家ふもハ素  
足。武家無礼とて。武家ふもは。足袋ハ似た。武家ふもは。古  
より素足を礼とて。足袋をくはを無礼とてはくは候。あ  
やうは事ハ公家武家の礼同じくはくは候。所あり。

合羽

合羽といふものハ古代ふもをくは候。昔ハ蓑を着  
たるを。太平記卷十八。越前府。二里見伊賀守は大将とて  
て。義治五十餘人を金崎の後攻の為に。敦賀へ被差向。其勢  
吹雪の用意候。て。物具の上ハ蓑笠を着云々。宗五記。二雨  
降候時ハ御輿ふゆへんけられ候事ハ。公方様御こし。ふハ  
見及申候。候。御旅。一段雨ふり。風を吹候ハ。ハを  
らき候由。子候。尤候。候。御供の衆も蓑はめし候云々。今世  
蓑箱とて。行列。持。候。蓑を着し。蓑箱  
を蓑箱とて。習。慶長の頃。阿蘭陀國の人。商  
賣の為。日本へ度。阿蘭陀人の上。着る衣服。



袖もゆるく、その廣きものあり。たゞ、或は國の人、詞ふカツ  
ハといふなる。此方少く、そのカツハを似せ、紙少て作也。油を  
引てカツハと名付、多るれ也。今坊主合羽といふりのたうり。  
其後又袖付付、紙カツハにてき。又木綿合羽、羅紗の合羽  
なるハ出来たるあり。阿蘭陀に用る文字ハ此方ハ字とて  
違きり。合羽の二字も此方少く、あて字に書るらひ、系  
形也。字ハ意味ハ多し

家紋

家の紋の事、紋といふハ衣服に五所、二付、三付、四付、五付、  
少くあらば、その物の模様を紋といふなる。束帯に時

上、不着、その装束、或袍といふ。此袍ハ綾を以て縫ふなり。其綾  
二様の織紋あり。天子のめ、或御袍に黄櫨染といふ。桐  
竹鳳凰麒麟の織也。麴塵に御袍も唐艸に鳥の織紋也。  
赤色の御袍にハ唐艸、小窠内に菊の紋あり。禁裏にて用ひらるし  
織紋より出。又臣下、或ハ浮線綾の丸、或ハ響唐艸、或ハ輪  
唐紋といふ。各。右も公家の事なり。武家に紋ハ旗幕の目、  
一形也。是ハ保元平治の合戦の頃より始り。事、後、  
ハ旗幕ありて、衣服も紋付、事、宗  
五記に、公方様御服と申ハ織物。色御紋不定。白さあや、又ハあや



はむぎ紙。地を色こし染て。御紋むらさき紙をせり付候  
云々。是ハ東山殿義政公時代の事なり。御紋不定とある紙見  
きを。それ頃も衣の紋不限らむ。何紋も付しを。  
後世にハ必家の紋以外ハ付ぬ事なるなり。

### 紙衣

紙衣ハ昔々有しとの形なり。源平盛衰記卷四十八法皇大原入御  
の條に。色黒うして疲ツカき衰へたる老尼の紙衣カキキヌの上コ濃コき墨スミ  
ぞめ紙の紙を被り着たをける云々。古今狂歌集。蓮性  
法師が歌。山山へのとろひり。このふくみとさ。風のい  
る矢まどふさうり。なご見えたり。

### 白衣

白衣ビヤウといふハ礼服を着せしめて。袴ハカマばかり着たをいふなり。  
今世ハ袴を着せしむる紙白衣といふを誤る。源平盛衰記  
卷十三高倉宮信連戦の條に。前右大將ハ御簾カサを半卷ナカマキ上ウラがせ。大口オウチなり  
小白衣シロハカマより長ナガ押オシ尻シラかけて云々。公家衆の平服ハ下シタ小白小  
袖シロコソデを着して。上ウラハ直衣チキといふ装束。下シタハさしぬきの袴ハカマを着え  
ばうし。紙シ着たなり。白衣といふハえぼりしぬき。さし  
ぬきをぬき。直衣チキがうぬき。下の白小袖シロコソデをあらしむ  
紙白衣といふなり。武家もいふ。へ装束の下シタ白小  
袖シロコソデを着せり。今世武家シハ五位以下の人シえぼりしぬき  
白小袖シロコソデ着る事シ制禁シなり。







ぬんごりの事。ゆふ〜ハたづなとも。又た〜の帯とも  
いひ〜なり。又下帯といふ。又たふさだ空云タウサキと何  
きも一つ物あり。是絹一幅を以く。前陰紙あり小物あり。義  
貞記に義家朝臣の鎧着用の次第を記されき。小第一に  
手綱とあるハ是あり。又曾我物語第一まよふの條云。景久聞  
て。せまふがせまふ無うらんふこそ坐いむなれバ。平太  
是を聞。侯野も手一つ。目れも手一つ。お〜して〜まけ  
た〜の。かれ彼てい體の毛よふ。十人むりり。と一は〜みふと  
思ひ。着る物。奴ぬぎおた。きづなり。きよき。ぬれバの  
こえ。うらま。ぬれ〜い。きもつ。のを。云。以上た。澤巽

阿將軍義輝公の同朋なり。グ覺書に。將軍に御服の目錄を記したる  
末に。御え〜おび〜とあり。右も〜の帶源平盛衰記卷十一經俊  
布引の瀧入條。小云。經俊ハ絆の下帶うる。備前作の二尺八寸の太刀。  
隨分秘藏志を〜。紋脇小を〜。云。右下帶和名抄に。唐韻  
云。松職容反。與鐘同。楊氏漢語抄云。裕子。小禪也とあり。毛乃之  
太乃。太不佐岐とハ。毛も犢鼻禪也。毛乃之。下〜かく  
た〜さ〜といふ事あり。宇治拾遺卷十二第八條。小賀茂の祭  
の日。ま〜ふ。かたた〜さ。だげ〜を〜て。から。鮭サケ太力よん  
きて。や〜。女牛メウシ小乗る云。右た〜さぎの事。今も安房の國に  
入ハ。ふん〜。といふ。だ。た〜さ。だといふ。古の人ハたふ



さねをうききて。その上よもむ。ばうぬを着たらるなり。たむ  
ばうぬハ禪也。犢鼻禪と云。其形牛の鼻よ似きる。あゑな  
也。和名抄云。禪音昆。和名。須万之毛能。と見えきり。まゆりの  
又ちひさきもの。と云ハ犢鼻禪の事也。此三字をタフサギと  
訓ハ誤なり。和名抄  
ハ違る。又禪をむ。ばうぬ。源平盛衰記卷  
三十五宇治川  
先陣條。ふ。は。む。か。ま。を。の。き。と。あり。禪ハたけ短くし  
て膝の邊。やうて。至る袴なり。以上禪の  
事あり。又ふんご。杖湯  
具と云。事ハ。た。人ハ湯殿よ入るに。下賤の者。如くよ  
下の帯をかくむ。前陰杖あり。湯あむ。事なりし。  
必下帯杖。うきうき。湯よ入る。あゑ湯具と云。なり。又装

束下の小袖。孔上よま。帯をも。下帯をい。あり。ふんご  
ハ。や。し。詞。たり。按。む。う。ふ。り。だ。と。い。ふ。詞。の。轉。り。た。る  
た。ら。む。し。扶。桑。拾。葉。集。の。中。ふ。藤。原。肅。が。作。ま。る。か。や。ぐ。き。と  
い。ふ。丈。あ。り。そ。れ。文。り。牛。は。は。れ。と。さ。き。馬。の。ふ。と。だ。か。く  
らん。ハ。げ。小。さ。い。う。き。世。も。あ。り。た。ら。う。や。云。ふ。も  
だ。い。も。だ。い。る。ふ。も。の。二。音。を。互。ま。さ。音。は。と。さ。り。い。ふ。  
ハ。馬。の。引。づ。た。杖。以。て。馬。に。足。よ。は。と。い。ふ。馬。を。と。い。め。置。あ。り。人  
の。さ。し。帯。を。う。き。た。る。姿。の。馬。ふ。は。し。う。を。た。ら。が。如。く  
ある。あゑ。賤。き。者。の。詞。よ。ふ。も。だ。い。と。い。ひ。た。る。あ。ら。う。な。し

女湯具

女の湯具をバ。き。と。い。ふ。事。本。り。り。后。宮。名。目。抄。御。志  
た。も。下。裳。と。か。く。是。ハ。御。ゆ。ぐ。事。に。き。ま。あ。り。て。お。ゆ  
り。り。や。申。侍。多。ハ。無。下。の。事。なり。爲。家。と。い。侍。歌。ふ  
と。對。の。宮。杖。い。ふ。奉。り。て。御。産。湯。む。を。お。は。し。ま。し



侍る時小波よを系松の志つりふよ後河を志すれきて  
ふらやとりつるの聲とほらうらうらとる尿このあらうをえ  
形り云くと見えたり

湯卷 今木 今支

女の常上腰小巻く湯具といふ物を湯卷といふハ誤なり。  
湯卷といふ字も今木今支と書べこれ  
一物なり。さてその湯卷ハ貴人御湯殿不入りふとさ  
みんひ召をまゝいれ白き絹の衣なり。侍中群要第五今  
支の注よ奉仕御湯殿之人所著衣也。生白絹也云々榮花物  
語初花の巻 寛弘五年九月十日中宮彰子後一條院を産む

る事成記を條小御ゆどの酉の時とぞある。中女房

白き装束ごりして御湯殿いよさるやこれ同じ事な

る恒例毎日に早且供御湯主殿官人奉行

近代多五位也金殿運湯中凡禁中着湯卷上薦一人典侍一人也

是候御湯殿故也と記しあり。ゆゑ東鑑卷四十二長建

四年四月朔日將軍宗尊親王入御鎌倉兼被納御塗籠物等の目錄小御小袖十具御大口一

唐織物御衣一領御明衣一今木一中畧云々と見えたり

づきとも同衣の事なり。然るに今女以腰に纏く湯具と混  
とて心得るハ大なる誤なり

女衣服



女の衣服。近世少々。地白地赤地黒など。色々の乱紋を  
染めて。その間々。五色の糸。糸糸が交<sup>て</sup>ぬひ物し  
たるあり。是ハ室町殿の頃。繪縫物といひ。きよまのなまこ。昔  
ハ今の如く。色々の繪を染出<sup>す</sup>事ハ。きびしく。繪を書く其間々  
ぬむ物し。多々。家<sup>の</sup>し。簾中舊記。義政公の代。政所伊  
勢伊勢守平貞宗<sup>レ</sup>  
記正月御こくく。五箇日參<sup>り</sup>候。中<sup>書</sup>晝<sup>を</sup>む<sup>る</sup>時  
の管領御參<sup>り</sup>候。御所様御對面のま<sup>り</sup>。御こくく。むはご  
れ候。御てふが。伊勢それ外同名たち。あ<sup>り</sup>候。御ま<sup>り</sup>。や<sup>く</sup>  
し。や。お<sup>り</sup>物二つ。小袖。ま<sup>り</sup>。む<sup>ひ</sup>ひ<sup>ま</sup>。り。御かけ候て。きぬ  
を<sup>め</sup>候。お<sup>り</sup>てハ。糸<sup>や</sup>。あ<sup>ま</sup>き<sup>く</sup>。裏ハ。あ<sup>ら</sup>く候。お<sup>り</sup>てハ。雲を

ちらりして。ろく。志<sup>や</sup>う。志<sup>や</sup>をか<sup>き</sup>候て。志<sup>や</sup>りハ。御心<sup>く</sup>ふ<sup>て</sup>候。髪  
はみ<sup>び</sup>び<sup>く</sup>。多御をこ<sup>び</sup>候て。つ。糸の御所<sup>ま</sup>。あ<sup>ら</sup>び<sup>あ</sup>り<sup>候</sup>。此候  
云々。又云。大上。藤ハ。志<sup>ぬ</sup>む物。は<sup>め</sup>し候て。む<sup>ひ</sup>のま<sup>り</sup>り御  
かけ候て。御ま<sup>り</sup>。あ<sup>ら</sup>く候云々。此外<sup>ま</sup>。志<sup>ぬ</sup>む物見<sup>え</sup>  
き<sup>や</sup>

女袴

女の袴き係事。古ハ貴賤ふ<sup>ら</sup>ら<sup>び</sup>着<sup>せ</sup>り。袴<sup>を</sup>礼服  
ハ。小<sup>バ</sup>女<sup>と</sup>ても。着<sup>ざ</sup>る事ハ。あ<sup>ら</sup>く。事<sup>ハ</sup>。あ<sup>ら</sup>く。今<sup>も</sup>  
武家<sup>も</sup>てハ。着<sup>ね</sup>る<sup>ら</sup>り。一<sup>よ</sup>あ<sup>ら</sup>り。これ<sup>も</sup>上<sup>ら</sup>り。お  
きて。あ<sup>ら</sup>る。宇治拾遺卷九<sup>ハ</sup>。越前國敦賀<sup>ハ</sup>。貧<sup>く</sup>て獨



住たる女の。観音れたたをきかたをて。富る身とあやし。物  
語城記し。多る條り。ちみかたをこらきんとおりんと。世ら  
まぶきものねし。たのづうらひる事りや。あまをて。くれあ  
のまぶし。袴ぞ一つある。城はまをこらせんとおりんと。  
目れハ男のねぶたをまぶし。のまぶをきて。此女をよむと  
きて。年頃をける人あらん。まぶし。ちらぎをほらり。思ひ  
もかきぬをりし。もまぶし。をぢがぬし。うりぬ。うり  
ほる事をかくし。つふこと。此世をうらむ。まぶし。まも。何よ  
つあてう。ちらきんと思へど。志をうりふ。こは城とまぶし。ま  
まを云。是ハ田舎の貧き女が。まぶし。母のめし。つふひあ

ふ下女のむきめ。恩をうき。まぶし。にまぶし。其まぶし。まぶし。  
紅の袴城ぬぎて。其むきまぶし。あま。まぶし。由をひ。まぶし。  
あれまぶし。紅の袴。まぶし。た女まぶし。まぶし。まぶし。事を知る  
まぶし。

四季艸五の巻 秋草中 終



14

15

拾貳月五日

紅印

大正十一年  
十月廿七日  
東京  
...



